

平成 30 年 6 月 12 日
告示第 147 号

菊池市下請契約報告事務取扱要領
(趣旨)

第 1 条 この要領は、建設工事の請負契約の適正化等を図ることにより、菊池市発注の建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発達に資することを目的とし、菊池市公共工事請負契約約款（平成 23 年告示第 55 号）第 7 条の規定に基づく下請負人の通知について必要な事項を定めるものとする。

(対象建設工事等)

第 2 条 監督員は、請負契約を締結した受注者に対し、市から直接請け負った建設工事のうち、下請契約を締結したものについては、次に掲げる書類を提出させるものとする。

(1) 施工体制台帳（様式第 1 号）、下請負人に関する事項（様式第 2 号）及び添付書類の写し

(2) 施工体系図（様式第 3 号）

2 前項に規定する建設工事のうち、下請業者に発注した工事 1 件の契約金額が 100 万円以上となるものについては、加えて次に掲げる書類の提出を求め、適正な契約の締結及び適正な施工体制の確保等について指導するものとする。

(1) 下請確認票（様式第 4 号）

(2) 元請・下請関係内容表（様式第 5 号）

3 第 1 項各号及び前項各号に掲げる書類（以下「施工体制台帳等」という。）は、下請契約締結の日から起算して 21 日以内に提出させるものとする。

4 施工体制台帳等は、2 部提出させ、受付印を押印の上、1 部を受注者に返却するものとする。

(指導内容)

第 3 条 下請確認票及び元請・下請関係内容表に基づく主な指導事項は次のとおりとし、受注者に対し適切な措置を講じるよう指導を行うものとする。

(1) 下請契約の締結について

(2) 下請業者の選定について

(3) 不当に低い下請代金の禁止について

(4) 適正な代金支払等について

(5) 一括下請の禁止等について

(6) 下請業者の主任技術者の雇用関係について

2 工事発注担当課は、監督員が前項の規定に基づき指導した場合において、受注者に改善の措置がみられないときは、契約検査課に報告するものとする。

3 工事発注担当課は、施工体制台帳等により下請業者が社会保険未加入企業であることが判明したときは、施工体制台帳及び下請負人に関する事項の写しを契約検査課に送付するものとする。

(工事現場への備付け)

第4条 監督員は、受注者に、発注者へ提出した施工体制台帳等を工事現場に備え付けさせるものとする。

附 則（平成30年告示第147号）

この要領は、告示の日から施行し、改正後の菊池市下請契約報告事務取扱要領の規定は、平成30年7月1日以後に公告又は通知する案件から適用する。

附 則（令和元年告示第10号）

この要領は、令和元年7月1日から施行し、改正後の菊池市下請契約報告事務取扱要領の規定は、令和元年7月1日以後に公告又は通知する案件から適用する。

様式 略